東京都公安委員会告示第 2、211号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の４第６項により弁明の機会を付与するので、同条第７項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 11月 18日

東京都公安委員会

記

1　弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名

別添のとおり

2　弁明書の提出先

江東区有明三丁目７番26号　有明フロンティアビルＢ棟

警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センター違反金管理係

3　弁明書の提出期限

令和 8 年12月 16 日

4　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第51条の４第６項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

加藤　ケン	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-108-261029-203955）
株式会社　Ｏｔｏｒｉ　ｃａｐｉｔａｌ	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-111-261019-428136）
田嶋　凜太郎	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-111-261030-206823）
上沢　仁	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-217-261010-408333）
松尾　隆史	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-221-261029-204460）
株式会社　新幸	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-328-261029-202254）
續　唯来	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-331-261026-460623）
長尾　衣紗	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-333-261001-203960）
長尾　衣紗	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-436-260910-204493）
ＺＨＵ　ＺＨＥＷＥＮ	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-437-260903-201903）
ＨＡＯ　ＳＩＲＵＩ	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-439-261029-203687）
西澤　宣樹	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-662-261027-411476）